

共同募金配分金を活用した福祉事業等補助金募集 Q&A

<一般補助>

Q1. 申請に上限はあるのですか？

「一般補助」の上限は、5万円と設定しています。

Q2. 事業でなく、運営費にも使っていいのですか？

「一般補助」は、福祉活動を目的とした活動に必要な直接経費について補助を行います。運営費や事務費、活動費などへの活用が可能です。

Q3. は一とふる補助とどう違うのですか？

「は一とふる補助」は、事業に対して補助を行うことを主な目的としているのに対し、「一般補助」は、必要経費に対して補助を行います。「は一とふる補助」で2年間、補助を受けた後でも、活動を存続するために補助が必要となった場合、「一般補助」を申請することができます。

ただし、「一般補助」の場合、予算規模と繰越金等を精査した上で、優先順位を決めて補助することになります。

Q4. 県や市の補助金を受けている場合は申請できないのですか？

県や市による運営費補助金を受けている場合、原則的には申請できませんが、こうした公費の補助が団体の運営に対して充当されていない場合においては、申請することができます。

Q5. 活動エリアは、限定がありますか？

活動エリアは、久留米市をエリアとした活動になります。小学校区単位の活動は、校区社会福祉協議会の活動に重複しますので対象になりません。校区内での活動は、校区社会福祉協議会にご相談下さい。